

『日本から輸出した貨物に対する輸入国からの確認』に係る相談
よくあるご質問(FAQ)

(2025年7月8日時点)

番号	カテゴリ	質問	回答
1	原産地手続(事後確認)	CPTPP、日EU協定、日英協定及びRCEP協定の事後確認はどのようなものか。	<p>輸入国税関は、輸入された產品の原産性に疑義がある場合、產品についての情報を以下の方法により求めます。輸入者、輸出者又は生産者から十分な情報が提供されない場合等にはEPA税率の適用を否認される場合があります。</p> <p>【CPTPP】 ①輸入者に対する輸入国税関による検証 ②輸出者・生産者に対する輸入国税関による書面検証(書面検証:產品について、質問票等により情報を求める) ③輸出者・生産者に対する輸入国税関による訪問検証(訪問検証:事務所や工場等を訪問し、產品の原産性の確認をすること)</p> <p>【日EU協定、日英協定】 ①輸入者に対する輸入国税関による検証 ②輸出者・生産者に対する輸出国税関による書面又は訪問検証(輸入国税関から輸出国税関への協力要請に基づくもの) ※②については、輸出者又は生産者が原產品申告書を作成した場合のみ実施。</p> <p>【RCEP協定】 ①輸入者に対する輸入国税関による検証 ②輸出者・生産者に対する輸入国税関による書面検証 ③輸出国の発給機関・権限のある当局に対する書面検証 ④輸出者・生産者に対する輸入国税関による訪問検証 ※輸入者による原産地証明の場合、上記手段のうち①のみ実施。</p>
2	原産地手続(事後確認)	日豪協定の日本の輸出者又は生産者に対する事後確認はどのようなものか。	豪州税関からの日本の輸出者・生産者に対する連絡は、外交ルートで日本税関を経由して輸出者又は生産者に対してなされることとなっていますが、豪州税関から輸出者又は生産者に対して直接なされる場合もあります。日本税関からの連絡前に豪州税関から直接連絡があった場合には、日本税関からの連絡をお待ちいただぐか、最寄りの各税関原産地調査官部門まで連絡をお願いします。
3	原産地手続(事後確認)	貨物を生産し商社を介して貨物を輸出しているが、輸入国税関から事後確認があつた場合に価格等の情報を商社に提示したくない。どうすればよいか。	輸入国税関からの事後確認において、情報提供要請は「原產品申告書の作成者」に対して行われます。生産者が「原產品申告書の作成者」である場合には、輸出者を介さず、生産者に対して直接情報提供要請が行われます。輸出者である商社が「原產品申告書の作成者」である場合は商社に対して情報提供要請が行われますが、生産者の企業秘密に該当する情報については、商社を介さずに生産者が直接税関に提供することも可能です。
4	原産地手続(事後確認)	事後確認による質問検査は必ず受けなければならないのか。	質問検査を忌避した場合には、「経済連携協定に基づく申告原產品に係る情報の提供等に関する法律」によって罰則が適用される場合がありますのでご注意ください。
5	原産地手続(事後確認)	サプライヤーから一部材料を仕入れているが、原産性を確認するための書類としてサプライヤーが作成した証明書を保存しておくことで足りるか。	<p>事後確認においては、サプライヤーが作成した証明書の根拠書類の提出を求められることがあります。原產品申告書を作成した時に、作成者が当該根拠書類を入手・保存していない場合は、サプライヤーに対し、作成した証明書の根拠となる書類(產品の生産に当たり使用される、サプライヤーが供給した原材料が協定の原産材料であることの根拠となる書類)を以下に掲げる保存義務の期間、保存するよう依頼してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●日豪協定及びCPTPPの場合には作成の日から5年間 ●日EU協定及び日英協定の場合には作成の日から4年間 ●RCEP協定の場合には作成の日から3年間

番号	カテゴリ	質問	回答
6	原産地手続(事後確認)	原産品申告書等の記載に虚偽の内容や不備があった場合、罰則が適用されることがあるか。	原産品申告書の作成者は、各協定上、原産地に関する申告及び提供する情報の正確性について責任を負うこととなっており、「経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律」において原産品申告書等の虚偽記載に関する罰則が規定されています。
7	原産地手続(事後確認)	日EU協定及び日英協定の事後確認で日本税関に対して提供した情報には、企業内の機密情報が含まれる。国外への情報提供を回避することはできるか。	日EU協定及び日英協定においては、事後確認において輸出者及び生産者が提出した情報のうち、機密情報であるとしたものについては、輸出国税関は輸入国税関へ提供してはならないと定められています。